

# サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する 基本計画策定業務委託に係る業務委託仕様書

## 1 業務名称

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務

## 2 業務の背景・目的

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、平成8年の建設から29年が経過し、設備の老朽化に伴う冷凍機の更新に多額の費用が生じることや利用者数の低迷等を受け、令和2年3月策定の「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」（以下「再配置計画」という。）において、今後も利用者数の増加が見込まれない場合は、アイススケート場としての利用を廃止し、通年利用が可能な多目的屋内広場へ用途変更し活用を図ることとした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の方針を判断するための適正な数値が得られないことから、令和5年度において判断材料を整えて方針を決定することとした。

これを受け、令和5年度に実施したアイススケート場の活用のあり方に関する調査検討委託業務の考察まとめに基づき、令和6年7月に、浜田市として「サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設（または体育館施設）として機能を転用する。」ことを方針決定したところである。

また、本市では人口減少対策を重要課題の一つと位置付けており、市政運営における最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」においても「若者が暮らしたいまちづくり」を目指した施策に重点的に取り組むこととしている。

アイススケート場の効果的・合理的な活用方法については、これらの点に十分留意しながら、より多くの若者や子育て世代に利用される施設となるよう具体的な検討を行う必要がある。

以上のことから、サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和5年度に取りまとめた「アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務報告書」を踏まえ、屋内人工芝施設または体育館施設を基本とした機能転用を図るために、各種スポーツ団体等を中心とした利用者の意向等さまざまな視点から調査・検討を行い、施設の機能、性格、整備方針を明らかにするとともに、導入施設の選定、規模、配置、事業費及び管理運営等の具体的な活用策及び施設整備方針を明確にするために本基本計画策定業務を実施するものである。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

#### 4 業務に要する費用（事業費限度額）

5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

#### 5 施設の概要

**資料1**「サン・ビレッジ浜田 施設概要等」を参照のこと。

アイススケート場のスケートリンクの他、施設に付帯する機械室、製氷機ユニット、倉庫、車庫、ミーティング室、シャワー室、更衣室、トイレ、事務室、建物躯体、駐車場及び外構等施設全体について検討を行うこと。

#### 6 浜田市の方針について

**資料2**「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用に関する方針決定について」、

**資料3**「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務 報告書」を参照のこと。

また、「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」及び「浜田市教育振興計画」、「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」に掲げる基本的な考え方及び施策を踏まえて検討を行うこと。

#### 7 業務内容

##### (1) 現況の把握及び計画条件の整理

「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」及び「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務報告書」に関する資料を把握、整理する。

また、「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」、「浜田市教育振興計画」等の上位計画及び関連計画を把握する。

利用者として想定される若者や子育て世代、各種スポーツ団体等の関係者を対象に、利用に関する意向調査を実施する。

施設及び設備全体の劣化状況等の概略調査を実施する。

維持管理・運営に係る現況を把握し、施設整備のための問題点等を整理する。

##### (2) 施設再整備の内容の検討

上記「(1) 現況の把握及び計画条件の整理」に基づき、施設の機能転用において配慮すべき事項及び計画条件を抽出・把握し、機能転用に関する方向性及び内容を整理し、施設の機能、水準、規模、仕様など具体的な整備内容をとりまとめるとともに、概算事業費を積算・算出する。

機能転用に関する方向性及び内容の整理にあたっては、屋内人工芝施設と体育館施設との比較検討を行い、類似施設との差別化を含め優位性の根拠を明確に示すこと。

また、施設及び設備全体の劣化状況等の調査結果に基づき、施設全体、外構及

び設備機器等の整備内容を取りまとめる。

あわせて、不要な既存設備・備品の撤去等を検討し、これらに要する概算経費を算出する。

検討結果を基本計画図（平面図、設備配置図、立面図、断面図 等）としてとりまとめる。

### (3) 事業・維持管理・運営方針の検討

整備後の新施設について、年間事業や運営体制モデルを検討する。

また、最適と考えられる維持管理・事業手法を整理するとともに運営収支シミュレーションを整理する。

### (4) 整備工程等の整理

施設整備事業の実施にあたっての工程及びスケジュール案を作成する。

また、事業推進にあたっての留意点を抽出するとともに、その対策等について整理する。

### (5) 基本計画書の作成

上記の検討結果及び経過を整理するとともに、具体的なスポーツ競技やアクティビティ種目等を挙げ、新施設のコンセプトや施設概要を明確にする。

これらを踏まえた上で、「サン・ビレッジ浜田アイススケート場機能転用に関する基本計画」としてとりまとめる。

なお、基本計画の素案ができた段階で中間報告を行うこと。中間報告の時期は令和7年11月下旬を目途とする。

## 8 資料等の貸与

当該業務を実施するにあたり、本市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随時貸与する。

## 9 成果品の提出

- (1) 「7 業務内容」の成果を報告書としてとりまとめ、次の形式により市に提出する。提出時には、市の担当者に対し内容の説明を行うこと。

紙媒体（基本計画書、概算事業費計算書、各種図面、各種調査・検討に関する資料等） 各2部

電子媒体（紙媒体資料格納データ、Microsoft Word・Excel 等）

CD-R又はDVD-R 2部

- (2) 提出先

浜田市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集・提供に協力することとする。  
受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) 受注者が本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。